

税務 UPDATE Vol.24

相続後に実現した債務免除益への課税に関する裁判例

2026年5月15日

弁護士 迫野 馨恵

弁護士 山口 亮子

目次

1. はじめに
2. 事案の概要
 - (1) 概要図
 - (2) 事実関係
3. 判決の概要（債務免除益の存否・二重課税の排除の適用について）
 - (1) 地裁判決（東京地判令和5年3月14日）
 - (2) 高裁判決（東京高判令和6年1月25日）
4. 若干の検討
5. おわりに

1. はじめに

相続が発生した場合、相続人は、被相続人から相続や遺贈によって取得した財産について、相続税法に基づき相続税を納税する義務が生じます（相続税法1条の3）。また、所得税の計算におけるその年分の収入金額は、収入すべきことの確定した金額とされています（所得税法36条1項）。

そうすると、相続により取得した財産が当該年度の収入とされてしまうと、相続税と所得税が二重に課税されるおそれがあります。そこで、所得税法9条1項17号は、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」については非課税所得とし、所得税を課さないこととしており、同号の規定により二重課税が排除されています。

同号の規定により相続税と所得税の二重課税は基本的には排除されていますが、相続財産に債務が含まれる場合には、以下の問題が生じます。

相続税を計算する際には、相続により取得した財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に存するものを差し引くことができますが（相続税法13条1項1号）、差し引くことができる債務は、「確実に認められるもの」に限られています（同法14条1項）。したがって、「確実に認められるもの」に該当しない債務については、相続財産の価額から控除することはできず、当該債務を履行することによる財産の減少は課税上考慮されません。この点、「確実に認

められる」債務とは、債務の存在が確実に認められるのみでは足りず、債権者による請求等により、債務者につきその債務の履行が義務付けられている債務であることが必要とされています（大阪地判平成 27 年 5 月 22 日）。

他方で、所得税法上の収入金額は、現金に限られず、経済的利益も含まれ（所得税法 36 条 1 項）、債務免除を受けた場合には経済的利益が生じるため、収入金額に算入する必要があります（所得税基本通達 36-15（5））。

そのため、相続において、被相続人から確実に認められない債務を承継した場合には、相続税の計算において当該債務相当額は差し引くことができません（結果、相続財産が当該債務相当額を上回る場合には、当該債務相当額についても課税されます。）が、相続後に債権者から債務免除を受けた場合には、債務免除を受けた当該債務相当額が収入とされ、債務免除益として所得税が課税されることになるように思われます。

今回ご紹介する事例は、当初、相続税の計算にあたり控除しなかった¹債務について、相続後に債務免除を受けた場合に、当該債務免除益に課税できるか否かが争われました。この点について、納税者は、当該債務の支払義務は形式・名目のみのものにすぎず、債務免除益は生じていない、また、債務免除の対象となる債務を修正申告における相続税の計算において控除しておらず、消極財産として勘案されずに相続税が課税されているにもかかわらず、債務免除益として取り扱われると、同一の資産について再度課税対象とすることと同様になり、所得税法 9 条 1 項 17 号²が相続により取得するものに所得税を課税しないことと反し二重課税として許されない旨主張しましたが、地裁判決は、当該債務の支払義務は実質を有しているとし、債務免除益の発生を認め、二重課税にも反しないとして課税を認めて国側が勝訴しました。

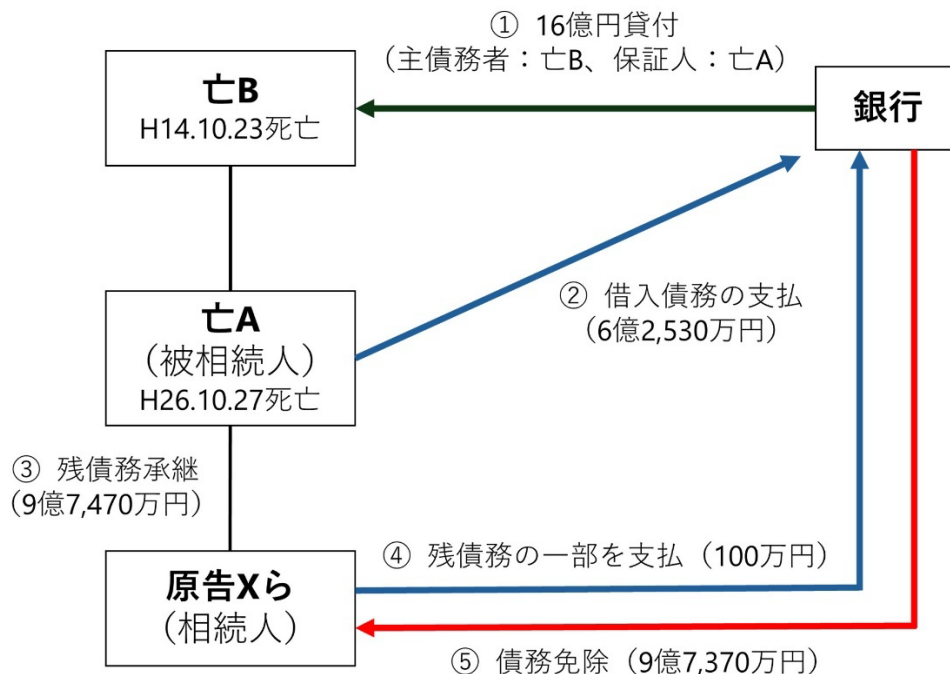
これに対し、高裁判決では課税を認めず納税者側が勝訴しましたが、国側が最高裁に上告受理申立てをし、2026 年 5 月に口頭弁論の開催が予定されており、最高裁の判断が注目されています。このような状況を踏まえ、以下当該事例の内容をご紹介します。

¹ 本件では、原告は、当初債務を控除した上で相続税の申告をしたが、その後、債務免除後に債務を控除しない修正申告を行った。

² 判決時は所得税法 9 条 1 項 16 号

2. 事案の概要

(1) 概要図



(2) 事実関係

原告らは亡Aの妻及び子であり、亡Aは亡Bの子です。

(ア) 銀行は、平成5年に亡Bを借主、亡Aを保証人として16億円を貸し付けました。((1)の図①。以下「本件貸付」といいます。)

(イ) 銀行は、平成14年に亡B及び亡Aを被告として、本件貸付についての支払を求めて訴訟を提起しました(以下「前訴」といいます。)。亡Bは、訴訟係属中に死亡しています。

(ウ) 前訴において、裁判所は、亡Bが本件貸付時に意思能力がなかった可能性が大きい、亡Aは本件貸付について全額の責任を免れないなどを記載した「和解に向けての見解」を示しました。

(エ) その後、銀行と亡Aを含む亡B相続人は、以下の内容を含む裁判上の和解をしました(以下「本件和解」といいます。)

- 亡Aは、銀行に対し、平成28年6月30日までに分割して合計6億2,630万円を支払う。
- 亡Aが上記支払を期限の利益を失うことなく行った場合には、銀行は、残り9億7,370万円の支払義務を免除する。

- (オ) 亡 A は、本件和解どおりに、平成 26 年までに合計 6 億 2,530 万円を支払い（（1）の図②。）、同年 10 月 27 日に死亡しました。亡 A の死亡当時（相続発生時）、本件和解による債務免除まで残り 100 万円でした。
- (カ) 本件貸付の残債務 9 億 7,470 万円については、X らが 2 分の 1 ずつ承継し（（1）の図③）、相続税の申告をしました。その後、X らが銀行に 100 万円を支払い（（1）の図④）、銀行から残りの 9 億 7,370 万円（以下「本件債務」といいます。）の支払義務の免除を受けました（（1）の図⑤。以下「本件債務免除」といいます。）。
- (キ) X らは、相続税について修正申告を行い、当初債務として申告していた本件貸付の残債務を 0 円と修正しました。他方、原処分庁は、X らが本件債務免除により 9 億 7,370 万円の利益（以下「本件債務免除益」といいます。）を受けたとして所得税の更正処分等を行いました。

3. 判決の概要（債務免除益の存否・二重課税の排除の適用について³⁾）

(1) 地裁判決（東京地判令和 5 年 3 月 14 日）

地裁判決では、債務免除益の存否について、本件和解の条項によれば、本件債務免除は、亡 A が平成 28 年 6 月 30 日期限の分割金までを全て支払ったことを停止条件として行われるものであり、仮に分割金の支払を怠った場合には、亡 A は期限の利益を喪失し、債務免除の対象となっている 9 億 7,370 万円も含め支払義務を負うことになることからすると、亡 A は当該分割金の支払までは本件貸付の残債務全額を支払う義務を負っていたことになるとし、和解の文言からは 9 億 7,370 万円の支払義務が形式的かつ名目上のものであったことを読み取ることはできないことなどから、本件債務免除は、債務免除の実質を有していたものというべきであり、債務免除益が生じていたことを認めています。

また、二重課税の点については、相続により取得した財産の価額から差し引くことができる債務は、确实と認められるものに限られているところ（相続税法 14 条 1 項）、「本件債務免除に係る債務は、亡 A の相続開始時点において現に存在していたとはいえるものの、相続人である原告らが本件和解に係る分割金の支払を行えば免除されるものであったことからすれば、『确实と認められるもの』とはいえない。したがって、亡 A の相続税の算定に関して本件債務免除の対象となるべき債務が考慮されなかったのは、相続税の上記定めからすれば当然のことというほかはない。」、「本件債務免除に係る債務免除益については、停止条件の成就が亡 A の相続発生の後であることから、前記のとおり亡 A を被相続人とする相続税では考慮されていない。したがって、本件債務免除益という所得の発生時にこれを亡 A の相続人である原告らに係る所得税の課税対象とすることは、所得税法 9 条 1 項 16 号⁴⁾の前記趣旨に反するものではないというべきである。」として、条文の文言から、二重課税には該当しないと判断しています。

³⁾ なお、地裁判決ではその他にも争点があるが、紙面の関係上省略している。

⁴⁾ 現所得税法 9 条 1 項 17 号

(2) 高裁判決（東京高判令和 6 年 1 月 25 日）

高裁判決では、債務免除益の存否について明確に判断していませんが、債務免除益の存在を前提として当該債務免除益に所得税を課税することが二重課税となるかを判断しており、所得税法 9 条 1 項 16 号⁵の趣旨について、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税の二重課税を排除したものと解される（最判平成 22 年 7 月 6 日）とし、また、相続税法 14 条 1 項の趣旨について、被相続人から承継する債務が「確実に認められるもの」でない場合には担税力が減殺されることにはならないから、当該債務については相続財産からの控除を認めないものと解されるとして、このような規定の趣旨を踏まえれば、担税力を減殺させるものではないとして相続財産から控除されなかった相続債務が相続開始後に免除を受けたからといって、これによって債務者に新たな担税力が生じるものと解することは相当ではないとしました。

その上で、「被相続人から承継した現に存する債務であって、相続税申告の際の課税価格の算定にあたって近い将来に免除を受ける可能性が極めて高いこと等を理由に相続税法 14 条 1 項の『確実に認められるもの』にあたらぬとして相続財産から控除されなかった債務が、その後には債権者により免除された場合における当該債務免除に係る相続人の利益については、形式的には債務免除を受けた時点で発生したものといたしても、所得税課税との関係では、潜在的には相続により取得していたものとみることが可能であり、また、その具体的な内容をみても、上記申告に係る課税価格のうち相続財産から控除されなかった上記債務に相当する部分の経済的価値と実質的に同一のものであることができるから、特段の事情のない限り、これに所得税の課税をすることは、所得税法 9 条 1 項 16 号⁶に反するものとして許されないというべきである。」とし、「本件においては、本件債務を相続財産から控除した場合とこれをしない場合の相続税額の増加額（合計 2 億 1,972 万 4,900 円）と本件債務免除益を一時所得として所得税の課税をしない場合とこれをした場合の所得税等の本税額の増加額（合計 2 億 2,273 万 2,100 円）に結果的に著しい差がないこと…などの状況に照らしても、上記特段の事情は見当たらない」として、本件債務免除益に所得税を課税することは、二重課税に該当し許されない旨判断しています。

4. 若干の検討

上記 3 のとおり、地裁判決は相続税法や所得税法の条文の文言から結論を導き課税処分を適法とし、他方、高裁判決は条文の趣旨から判断し、課税処分を違法と判断しています。

この点、高裁判決が引用している最判平成 22 年 7 月 6 日は、所得税法 9 条 1 項 17 号の「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、「相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財

⁵ 現所得税法 9 条 1 項 17 号

⁶ 現所得税法 9 条 1 項 17 号

産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。」と判断しており、相続等により取得した財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値であるとし、二重課税の判断について、同一の経済的価値といえるか否かを考慮しています。

本件における高裁判決は、本件債務免除に係る相続人の利益は、相続財産から控除されなかった債務に相当する部分の経済的価値と実質的に同一のものであるとしており、上記最判の判示内容に即しているようにも考えられます。

5. おわりに

前述のとおり、高裁判決について国側が最高裁に上告受理申立てをし、2026年5月に口頭弁論の開催が予定されています。

高裁判決を破棄する場合には口頭弁論を開催する必要があるため、最高裁が高裁判決を変更する可能性もありますが、近時は重要な争点がある場合には高裁判決を破棄しない場合でも口頭弁論が開催されることもあります。

本件は、相続税と所得税の二重課税という重要な争点に関するものであり、最高裁判決がどのような結論を出すのかが注目されます。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。